

## 社会福祉法人本巢市社会福祉協議会基金規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人本巢市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の財政基盤の強化と運営の安定及び拡大を図るために積み立てる基金(以下「基金」という。)の管理・運営について必要な事項を定めることを目的とする。

### (設置)

第2条 本会が設置する基金の名称は、次のとおりとする。

- (1) 法人福祉基金
- (2) 災害ボランティア基金
- (3) 介護保険事業運営基金
- (4) 就労支援事業運営基金

### (積立)

第3条 前条の基金は、収入支出決算剰余金の一部を理事会、評議員会の議決を得て積み立てるものとする。

### (管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ安全な方法により管理するものとする。

### (運用収益の処理)

第5条 基金の運用から生じる収益は、一般会計の収入支出予算に計上して処理する。

### (繰替運用)

第6条 会長は、会計運営上必要があると認められるときは、確実な繰戻しの方法・期間を定めて、基金に属する現金を収入支出現金に繰替えて運用することができる。

### (処分)

第7条 基金は、社会福祉の増進と本会の運営に必要な財源に充てるため、理事会、評議員会の議決を得てその全部又は、一部を処分することができる。

### (委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年1月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。